

4 保育施設保育料等について

○保育料について

- (1) 保育料は、原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により決定します。

父母の収入が一定基準に満たない場合などで、児童の祖父母等と同居しているかたは、家計の主権者（祖父母等）との合算になります。

- (2) 保育料の算定基準となる市町村民税の額は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を保育料に反映させる観点から、4月～8月と9月～3月で保育料が変わります。

区 分	課税資料	利用者負担額通知
4月から8月分の保育料	平成30年度の市町村民税の額	4月中旬頃発送予定
9月から3月分の保育料	平成31年度の市町村民税の額	8月下旬頃発送予定

- (3) 長期間欠席されても、在籍している場合は保育料を納めることになります。

- (4) 年齢は、平成31年4月1日における満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても、その年度の保育料は変わりません。

○瑞穂市立保育所・私立保育所の保育料納付について

※私立認定こども園、小規模保育、市外の公立保育所等の納期限及び納付方法は、施設により異なります。

- (1) 保育料の納期限は、毎月10日（4月は30日）です。土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限になります。納期限までに保育料の納入がない場合には、納期限から20日以内に督促状を発行します（督促手数料200円が別途加算されます。）。

※保育料の納付は、原則、口座振替でお願いします（口座振替日前には、必ず預金残高をご確認ください。）。「口座振替依頼書」を内定通知書（随時入所の場合は保育料決定通知書）に同封しますので、直接金融機関でお申込み手続きをしてください。お子様1名につき1部ご提出が必要です。

※納期限（口座振替日）予定表

期 別	納期限 (口座振替日)	期 別	納期限 (口座振替日)	期 別	納期限 (口座振替日)
4月分	4月30日(火)	8月分	8月13日(火)	12月分	12月10日(火)
5月分	5月10日(金)	9月分	9月10日(火)	1月分	1月10日(金)
6月分	6月10日(月)	10月分	10月10日(木)	2月分	2月10日(月)
7月分	7月10日(水)	11月分	11月11日(月)	3月分	3月10日(火)

- (2) 保育料の滞納がある場合は、市から支払われる児童手当の各支払期（6月・10月・2月）に、保育料を児童手当から直接徴収（特別徴収）を行います。

- (3) 保育料を3か月以上滞納された場合は、退所していただく場合があります（延長保育等を

お受けできない場合があります。）。家庭の経済状況の変化等により納付が困難となった場合は、納付相談も行っておりますので、お早めにお申し出ください。

○保育料 Q&A

Q1：平成31年度の保育料は、どのようにして決定されるのですか？

A1：児童と世帯及び生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の平成31年度（4月から8月までの場合にあっては、平成30年度）分の市町村民税額の合算額により決定します。

Q2：祖父母と一緒に生活していますが、祖父母の市町村民税等も保育料の算定に含まれますか？

A2：原則的には、祖父母の市町村民税等は含めず、父母の税額で決定しますが、家庭の状況により父母以外のかたの税額を含めて決定する場合があります。

Q3：兄弟姉妹が保育所等に入所等している場合、保育料はどうなりますか？

A3：同一世帯の兄弟姉妹については、小学校就学前の児童の年齢の高い順に、1人目の場合は全額、2人目の場合は半額、3人目の場合は無料となります。なお、該当する階層区分等により、小学生以上の兄弟姉妹についても多子軽減の対象となる場合があります。

Q4：家を建てたことで確定申告をして住宅借入金等特別控除により市町村民税額が安くなりましたが、保育料は安くなりますか？

A4：保育料は安くなりません。住宅借入金等特別控除は保育料の算定の対象になりませんので、控除前の市町村民税額で決定します。

Q5：年度途中で確定申告等をして市町村民税額が変わりましたが、保育料に関係しますか？

A5：保育料が変わる場合がありますので、すぐに幼児支援課へご連絡ください。

Q6：年度途中で家族構成が変わりましたが、手続きが必要ですか？

A6：保育料が変わる場合がありますので、届出をしてください。

Q7：年度途中で生活保護を受け始めました。手続きが必要ですか？

A7：保育料が変わりますので、届出をしてください。

《保育料が変わる可能性のある場合》

- ①生活保護の受給を開始した・終了した
- ②家族構成が変わった（ひとり親家庭になった、合算対象者と生計が別になった等）
- ③障害者手帳の交付を受けた、障害年金や特別児童扶養手当の受給が始まった・終了した
- ④年度の途中で所得の申告を行った

○平成30年度公私立保育施設保育料等徴収額表（参考）

保育施設保育料は次のとおり世帯の状況によって基準表が異なります。なお、「3歳未満児」は、平成30年4月1日現在の状況となり、年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中は3歳未満児とみなされます。また、「多子軽減」については次ページをご覧ください。

1 被保護者等世帯（生活保護世帯等）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育施設保育料（月額）		延長保育料 （月額）
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児	
1	被保護者等世帯	0円	0円	0円

「被保護者等」とは、次に掲げる者が属する世帯です。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

2 要支援者等世帯（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育施設保育料（月額）		延長保育料 （月額）	多子軽減対象者
階層区分	市町村民税所得割合算額	3歳未満児	3歳以上児		
2-1	非課税	0 円	0 円	1,000 円	㊤ 年齢上限なし ㊦ 満 18 歳まで 未就学児まで
3-1	0 円（均等割のみ） ～ 48,599 円	3,600 円	2,400 円	5,000 円	
4-1	48,600 円 ～ 77,100 円	3,600 円	2,400 円		
4-1 G	77,101 円 ～ 96,999 円	15,000 円	13,000 円		
5～8階層については、「一般世帯」に同じ					

「要支援者等」とは、次に掲げる世帯です。

- (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障がい児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

3 一般世帯

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		保育施設保育料（月額）		延長保育料 （月額）	多子軽減対象者
階層区分	市町村民税所得割合算額	3歳未満児	3歳以上児		
2-2	非課税	3,600 円	2,400 円	1,000 円	㊤年齢上限なし
3-2	0 円（均等割のみ） ～ 48,599 円	9,800 円	7,400 円	5,000 円	
4-2	48,600 円 ～ 57,699 円	15,000 円	13,000 円		
4-2G	57,700 円 ～ 96,999 円	15,000 円	13,000 円		㊦満 18 歳まで
5	97,000 円 ～ 168,999 円	26,700 円	18,000 円		未就学児まで
6	169,000 円 ～ 300,999 円	39,600 円	20,000 円		
7	301,000 円 ～ 396,999 円	44,000 円	23,000 円		
8	397,000 円以上	52,000 円	27,000 円		

○保育施設保育料の多子軽減について

同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が同時に幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部を利用、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、それらの児童の年齢の高い順に数えて、1人目の児童（第1子）の保育料は表に定める金額、2人目の児童（第2子）の保育料は表に定める金額の半額、3人目（第3子）以降の児童の保育料は無料となります。

(未就学児まで)		
第1子 5歳 年長児	第2子 3歳 年少児	第3子 1歳 未満児
		
保育料 全額	保育料 1/2	保育料 無料

ただし、次の階層に該当する場合は、多子軽減の対象者及び軽減内容が変わります。

④ 年齢上限なし

- ・階層区分 (要支援世帯) 2-1、3-1、4-1
(一般世帯) 2-2、3-2、4-2
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の兄弟を対象とし、年齢の上限はありません。ただし、住民票を別にして寮で暮らす兄弟がいるなどの場合は、戸籍謄本（保険証）等の提出が必要です。
- ・軽減内容 第2子の保育料は表に定める金額の半額、第3子以降の保育料は無料となります。

(年齢上限なし)		
第1子 20歳 大学生	第2子 14歳 中学生	第3子 5歳 年長児
		
		保育料 無料

⑤ 満18歳まで（第3子以降のみ）

- ・階層区分 (要支援世帯) 4-1G
(一般世帯) 4-2G
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の満18歳未満の兄弟を対象とします。
- ・軽減内容 第3子以降となる場合、保育施設保育料が無料となります。（第2子の場合は軽減なし）

(満18歳まで)		
第1子 18歳 高校生	第2子 10歳 小学生	第3子 5歳 年長児
		
		保育料 無料

要支援者等世帯の第2子の保育料無料

- ・階層区分 (要支援世帯及び非課税世帯) 2-1、2-2、3-1、4-1
- ・対象範囲 生計を一つにする世帯内の兄弟を対象とし、年齢の上限はありません。ただし、住民票を別にして寮で暮らす兄弟がいるなどの場合は、戸籍謄本（保険証）等の提出が必要です。
- ・軽減内容 第2子以降となる場合、保育施設保育料が無料となります。

5 瑞穂市立保育所の概要

瑞穂市の公立保育所は9カ所あり、各園での特徴があります。施設の見学をご希望の際は、各園にお電話にて予約をお願いします。各保育所の概要については、瑞穂市ホームページにも掲載しております。瑞穂市保育所施設一覧図に記載のQRコードからご覧ください。

○保育目標について

瑞穂市の保育所では、行き届いた環境の下で、養護と教育を一体とし、温かい雰囲気の中でお子さん一人一人の情緒を安定させ、心身の調和を図りながら「豊かな感性を持ち知的好奇心を育む教育」を実施します。

- (1) 仲よく遊ぶ子……なかよくしよう……約束を守り相手を思いやって仲よく遊ぶ
- (2) 明るく健康な子……げんきにあそぼう……基本的生活習慣を身につけ安全に気を付けて遊ぶ
- (3) 自ら行動する子……すすんでしよう……身近な環境に積極的に関わって遊ぶ

○保育の内容について

- (1) 健康安全生活への養護

基本的生活習慣（食事・睡眠・排泄・衣服の着脱・清潔）や、安全及び社会生活習慣の自立を図っていきます。

- (2) 遊び

健康・人間関係・環境・言葉・表現の各活動を総合的に遊びに取り入れ、お子さん一人一人の主体性や創造性を養っていきます。

- (3) 昼食と間食について

・3歳未満児は、自園調理による給食です。午前10時と午後3時に間食があります。

離乳食の持参をお願いする場合があります。

・3歳以上児は、学校給食センター調理による給食です。午後3時に間食があります。

・延長保育で午後5時を過ぎるお子さんには、夕方に間食があります。

・食物アレルギーへの対応は、除去食となります。

- (4) 午睡

・3歳未満児、3歳児及び4歳児は、年間を通して行います。

・5歳児は、天候や健康などを考慮して行います。期間は、各保育所により多少の違いがあります。

○保育所との連絡について

- (1) 保育所からの連絡は、毎月「保育所だより」その他の印刷物及び掲示板などで行います。

台風等緊急時の連絡として、メール配信サービスへの登録をお願いしています。

- (2) 保育所への連絡がある場合は、毎日の送迎時に職員にお申し出ください。

○休業日について

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、振替休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、その他市長が認めた日

○慣らし保育について

入所後間もないお子さんが保育所生活に慣れるまで、入所式後一週間ほど保育時間を次のとおりとしております。勤務の都合等やむをえない場合は、慣らし保育期間中も終日お預かりができますので、各保育所にお申し出ください。

	始まり	お帰り	給食
入所式後2～3日	8時30分～9時	11時	なし
その後2～3日	8時30分～9時	13時	あり

○依頼保育について

年度初め、お盆、年末年始の前後2日間程度、年度末等に依頼保育期間を設けております。この期間にご利用をご希望の場合は、各保育所へお申し出ください。

○主な行事

4月 入所式	10月 運動会、遠足（年少～年中）
5月 こどもの日お楽しみ会、遠足（年少～年長）	11月 保育参観
6月 保育参観	12月 お餅つき、クリスマス会
7月 セタ会、夏祭り	2月 節分の会、保育参観
9月 保育参観、遠足（年長）	3月 ひなまつり会、保育証書授与式

その他、各保育所で様々な行事を実施しています。行事の内容は、保育所ごとに趣向を凝らしています。

○保育料とは別に必要となる料金

- (1) 共済掛金 375円のうち、保護者負担額 年額240円

保育中のケガや送迎時の災害に対して独立行政法人「日本スポーツ振興センター」の災害共済保険に全員加入をお願いしています。

- (2) 保護者会費 月額100円程度

- (3) 主食代（3歳以上児のみ） 月額1,000円程度 ※0～2歳児は必要ありません。

- (4) 保育用品代 スモック（3歳以上児のみ）2,750円程度、カラー帽子800円程度

保育所での生活に必要なスモックやカラー帽子等を準備していただく必要があります。詳細は各保育所の利用説明会でお知らせします。

○1日の生活

0・1・2 歳児	時間	3・4・5 歳児	
登所（早朝保育） ・所持品の整理	7:30	登所（早朝保育） ・所持品の整理	保育標準時間 長時間保育（早朝）
登所（通常保育） ・所持品の整理	8:00	登所（通常保育） ・所持品の整理	↑ 通常保育 ↓ 保育短時間
あそび ・季節の歌や手遊び ・保育士や友達と遊ぶ	9:00	あそび ・自ら取り組む遊び	
間食	10:00	朝の会 ・お休み調べ ・返事遊び ・季節の歌	
あそび	11:00	クラス活動 ・製作 ・集団あそび	
給食	12:00	給食 ・手洗い・配膳・食事 ・片付け・歯みがき	
午睡	13:00	午睡	↓ 長時間保育 ↑ 延長保育
	14:00		
間食 ・絵本、紙芝居を見る	15:00	間食 帰りの会 ・一日の振り返り ・絵本、紙芝居を見る	
降所（通常保育）	16:00	降所（通常保育）	
あそび		あそび	
降所（長時間保育）	17:00	降所（長時間保育）	長時間保育
間食 ・混合保育	18:00	間食 ・混合保育	延長保育
降所（延長保育）	19:00	降所（延長保育）	

※ 各保育所の状況、行事、季節により違いがあります。



6 私立保育施設について

○清流みずほ保育園

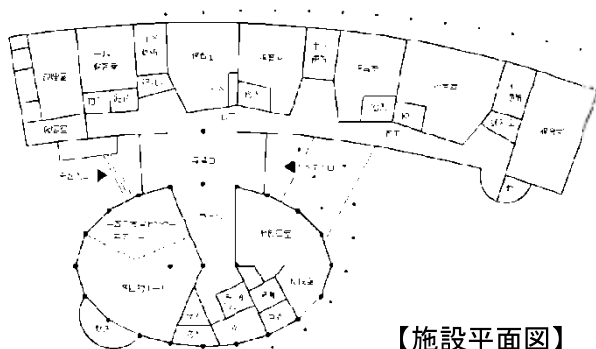
「三つ子の魂百まで」ということわざがありますが、0歳から3歳までの成長というのは、3歳から成人になるまでの成長よりも大きいといわれます。このわずかな3年間は人間の人格の基礎を作るときです。私たちはこの3年間に大切にしっかりと受け止め育てていきます。



「保育園は第二の家庭であり、保育士は第二の母」

- ・愛情たっぷりの雰囲気の中で、感謝と思いやりの心を育てます。
- ・子どもの心が安定し、楽しく遊べる環境づくりと子どもの生活のリズム（繰り返しのリズム）を大切にします。
- ・子どもの“模倣を通して学ぶ”ということ大切に、周りにいる大人が良い手本を示します。
- ・子どものありのままの姿を受けとめ、保護者の皆様と一緒に考えながら歩んでいきます。

施設類型	保育所
実施主体	社会福祉法人 清流会
保育年齢	8か月から2歳児
定 員	60名
特別保育サービス	・延長保育 ・障がい児保育 ・一時預かり ・子育て支援センター
保育時間	平 日 7:30～19:30 土曜日 7:30～17:30
一時預かり	対象児童：10か月から小学校就学前 利用時間：保育時間内
保育料等	保育料は、公立保育所と同一です。 保育料は瑞穂市へ納めていただきます。 ただし、延長保育料、一時預かりの保育料は、直接清流みずほ保育園へ納めていただきます。



【施設平面図】

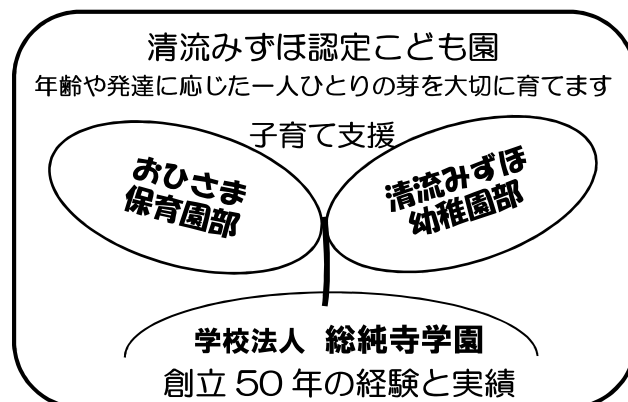


〇清流みずほ認定こども園

～清流みずほ幼稚園部（以上児）・おひさま保育園部（未満児）～

瑞穂市森に、子ども子育て支援新制度のもと、平成28年4月、学校法人立の幼保連携型認定こども園として岐阜県初の認可を受けました。

岐阜県産の木のぬくもりを感じる木造の園舎で、異年齢（0歳から就学前まで）の子ども達が兄弟・姉妹のように過ごし、愛たっぷりの教育・保育を実施しています。おひるごはんは専属の管理栄養士による、季節の有機野菜をふんだんに使用した一汁一菜の和食メニュー。園庭は野菜や果実、木の実が採れる季節感にあふれ、農園では種まきから収穫まで子どもたちと一緒に体験活動しています。その他保護者向けの教育講座等も実施し、清流みずほ認定こども園は「教育・保育は保護者と園との共同作業である」この理念を大切にしています。



保育・教育の願い

「愛とぬくもり、そして本物の環境」

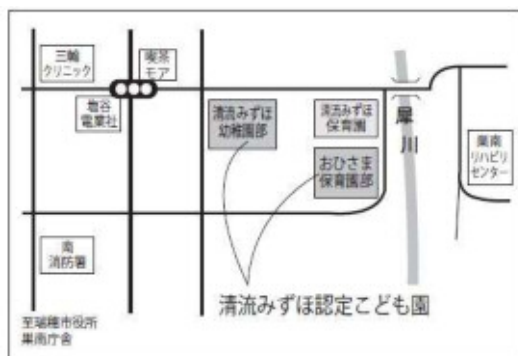
私たちはリーベリースタイルを実践しています

- ・愛ある雰囲気の中で、意志と感謝と思いやりの心を育てます。
- ・乳児期から幼児期までの子どもが生活する場として、安定した生活の流れ、憧れや模倣、思いやりの対象となる異年齢児とのかかわりを大切にします。
- ・豊かな環境の中で、子どもの興味・関心・好奇心や模倣を通して学ぶということを大切に、周りにいる大人が良い見本を示します。
- ・保護者との連携の中で一人ひとりの心身の発達の特性を考え、共に歩んでいきます。

リーベリースタイルとは？

R.シュタイナー博士の理論に基づき、時代のニーズの中で日本の風土、伝統文化にふさわしく練り上げた、子どもたちの生きる根っこを作るための新たな教育方式です。

施設類型	幼保連携型認定こども園	実施主体	学校法人 総純寺学園
保育年齢	8か月から5歳児	定 員	1号子ども 75名 2号子ども 100名 3号子ども 65名
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育 子育て支援センター 幼稚園型一時預かり		
保育時間	平 日 7:30～19:30 土曜日 7:30～17:30		
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。その他の経費に関しましては入園説明会、事前の園見学の際にご確認ください。		



お問い合わせは・・・

清流みずほ認定こども園

清流みずほ幼稚園部

瑞穂市森557 ☎058-328-7228

<http://www.lieberrystyle.com/mizuho/>

おひさま保育園部

瑞穂市森565 ☎058-328-2078

<http://www.lieberrystyle.com/ohisama/>

○ほづみの森こども園

平成 31 年 4 月新規開園

穂積保育所の民営化を受け、平成 31 年 4 月より公私連携保育所型認定こども園として新たなスタートを致します。
0 歳～2 歳児は育児担当制保育で丁寧な関わりを、3 歳～5 歳児の幼児クラスでは子どもの主体性を尊重し「自ら学びに向かう力」を育む保育・教育を行います。



法人理念 ともに生き ともに育ちあう教育・保育の実践
教育・保育方針

新園舎イメージ

- ・ 個の尊重 ～一人ひとりを大切に、ありのままを受けとめる～
- ・ 心の育成 ～思いやりの心や自己肯定感を育む～
- ・ 知の育成 ～考える力、想像力を養う～
- ・ 生きる力の育成 ～主体性を大切に、能動的に行動できる力を培う～

施設類型	保育所型認定こども園		
実施主体	社会福祉法人 慈雲学舎		
保育年齢	8か月から5歳児		
定 員	90名	幼稚園利用 1号子ども（3歳～5歳児） 2号子ども（3歳～5歳児） 3号子ども（0歳～2歳児）	15名 45名 30名
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育 子育て支援センター 幼稚園型一時預かり		
保育時間	平 日 7：30～19：00 土曜日 8：00～15：00		
保育料等	保育料は公立保育所と同様です。 その他徴収経費に関しましては、下記までお問い合わせください。		



園住所：瑞穂市穂積 966-1

お問い合わせ先

社会福祉法人 慈雲学舎 〔ジウングクシャ〕

電話番号 058-391-3852 メール info@hoik.jp

○まめっこ保育園

瑞穂市本田エリアに、平成29年4月1日にオープンした小規模保育(B型)※ です。瑞穂市で初めての小規模保育として認可されました。

民家をリフォームした、まるでもうひとつのおうちのような場所で、少人数の、ゆったりとした温かい保育を行っています。

※小規模保育は、職員数が保育所の配置基準+1名。職員の資格は、A型は全員が保育士、B型は1/2以上が保育士で、保育士以外は規定の研修を受けた子育て支援員です。

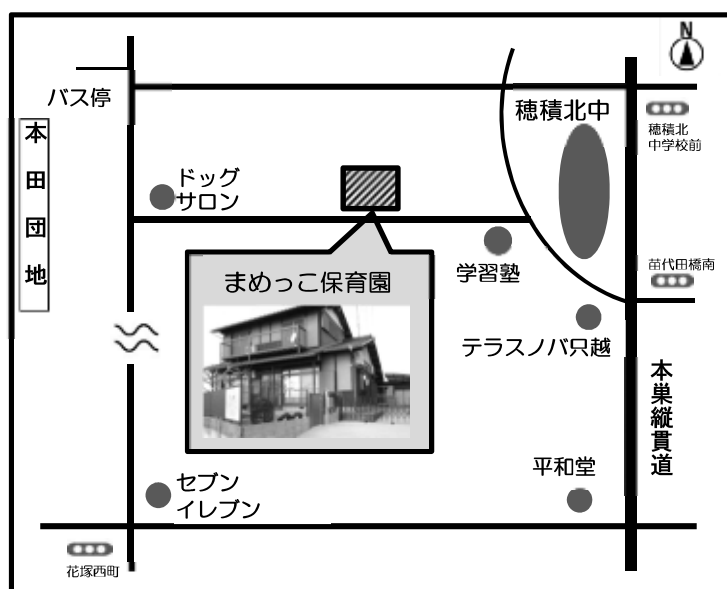
保育の願い

- ・家庭のようなぬくもりの中で、子どもが安心して生活できる場所です。
- ・子ども一人ひとりの個性や気持ちを大切に、その子の育つ力に寄り添います。
- ・子ども・保護者・保育者が互いに尊重し合い、学び、育つ場所です。

施設類型	小規模保育B型
実施主体	NPO 法人 キッズスクエア瑞穂
保育年齢	10か月から2歳児
定 員	12名
特別保育サービス	延長保育 障がい児保育
保育時間	平 日 7:30~19:00 土曜日 7:30~12:00
保育料等	保育料の額は公立保育所と同一です。 直接「まめっこ保育園」へ納めていただきます。



※毎月第3日曜日の9時~12時に、施設内を見学していただけます。また、保育の様子を見たい場合は平日の午前中も見学可能です。どちらも必ず事前に電話予約をお願いします。



NPO 法人キッズスクエア瑞穂

2002年にNPO法人として認証され、子育て支援や、子どもの体験活動を行っています。

【おもな活動内容】

- ・瑞穂市・本巣市のファミリー・サポート・センター事業
- ・瑞穂市内3中学で保育体験授業
- ・発達障がい児の親の会
- ・食物アレルギー児の親の会
- ・親子体験講座
- ・託児つき講座・子育て広場 など



小規模保育 まめっこ保育園

住所 瑞穂市本田1175番地 TEL/FAX 058-201-7855

メール mameko@gol.com HP <http://kidssq.org/>

〇ニチイキッズ瑞穂保育園

ニチイキッズ瑞穂保育園は、平成 30 年 4 月に開所した小規模保育園です。

私達ニチイキッズは、子どもたちも、保護者の方々も、地域の人々も皆が笑顔になれる保育サービスを展開します。子どもたちの笑顔と『安心・安全』という信用をひとつに。

子育てのお手伝い、ニチイキッズにお任せ下さい。

保育目標



1 すくすく 育つ

- 健全な心と健康な身体
心と身体の発達の中で生活の基本を学びます。
徳育・食育・体育を通して心と身体の両面の成長を促します。
基本的な社会のルールやマナーを、集団生活の中で学びます。



2 わくわく 遊ぶ

- 積極的に学ぶ好奇心
遊びから始まるさまざまなアクティビティを通して、学ぶ好奇心を養成します。
読み・かき・英語・科学などの学習を通して学ぶ楽しさと達成する喜びを学びます。
- 豊かな創造力と自己表現力
アートや音楽、遊びを通して感性を磨き、創造力と自己表現力を高めます。



3 いきいき 過ごす

- 自ら考え行動する自発力
友だちや周囲との関わりを通して、自と他の存在を知り、自ら考え、行動することを学びます。
- 地域で育む思いやりと広い視野
地域社会との交流を通して、協調性を身につけ、周りの人の気持ちを理解しいたわることを学びます。

安全・安心



「おいしい」も「安心」も。

安心でおいしい食事

- 栄養士の配置
- 一人ひとりのニーズに最大限対応(食物アレルギー・体調不良)
- 食の教育(健康維持・食事の楽しさ・食事マナー)
- 徹底した衛生管理のもとで調理



毎日の健康を、保育士と一緒に。

徹底した健康管理

- 一人ひとりの発育・発達・体調の把握
- 保健だよりの発行・保健日記の作成
- スタッフの衛生管理研修の受講
- 毎朝・午睡後の検温

学びを学ぶ好奇心に



英語でのコミュニケーション

イラストを見たり、音楽を聴いたり歌ったり、体を動かしながら、遊び感覚で初歩的な英語にふれます。



リトミック

リズムを聞いて、自分が感じたように、体全体でそのリズムを表現。想像力と表現力、心と体の調和を作り出す反応教育です。



季節の年間行事

四季折々の年間行事を実施します。行事により、保護者の方も一緒に参加いただけます。



施設概要

施設類型	小規模保育A型	実施主体	株式会社 ニチイ学館
保育年齢	10か月から2歳児	定 員	19名
保育時間	平日 8:00~19:30 土曜日 8:00~18:30		
住 所	〒501-0236 瑞穂市本田 1060 番地 1		
電話番号	058-329-3290		
ホームページ	http://www.nichiikids.net/nursery/other/mizuho/index.html		

7 瑞穂市保育施設一覧表

区分	No.	施設名	郵便番号 所在地 電話番号	認可 定員 ※1	募集予定人数（H30.4）				保育年齢	早朝 保育	延長 保育	一時 預かり
					0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 ※2				
公立	①	本田第1保育所	〒501-0236 本田 1915 番地 TEL058-326-3552	150	1	9	5	25	10か月～5歳	7:30 ～	～ 19:00	
	②	本田第2保育所	〒501-0221 只越 387 番地 TEL058-327-2007	150	1	9	5	25	10か月～5歳			
	③	別府保育所	〒501-0222 別府 144 番地 1 TEL058-326-4747	280	4	28 ※3	10	12	10か月～5歳			○
	④	牛牧第1保育所	〒501-0234 牛牧 1246 番地 1 TEL058-326-3069	120	—			40	3歳～5歳			
	⑤	牛牧第2保育所	〒501-0225 祖父江 170 番地 TEL058-327-1862	220	2	18	4	36	10か月～5歳			○
	⑥	西保育・教育センター	〒501-0302 居倉 177 番地 1 TEL058-328-2738	145	—			40	3歳～5歳			
	⑦	中保育・教育センター	〒501-0312 美江寺 223 番地 TEL058-328-2301	140	2	9	5	25	10か月～5歳			○
	⑧	南保育・教育センター	〒501-0322 古橋 1129 番地 1 TEL058-328-2602	240	1	9	5	40	10か月～5歳			
私立	⑨	〔保育所〕 清流みずほ保育園	〒501-0303 森 555 番地 TEL058-328-7375	60	8	16	12	—	8か月～2歳	なし	～ 19:30	○
	⑩	〔認定こども園〕 清流みずほ認定こども園	〒501-0303 森 557 番地 TEL058-328-7228	240	15	19	7	12	8か月～5歳			
	⑪	〔認定こども園〕 ほづみの森こども園	〒501-0223 穂積 966 番地 1 TEL058-391-3852 (福) 慈雲学舎	75	6	12	12	15	8か月～5歳			
	⑫	〔小規模保育〕 まめっこ保育園	〒501-0236 本田 1175 番地 TEL058-201-7855	12	3	2	—	—	10か月～2歳			
	⑬	〔小規模保育〕 ニチキッズ瑞穂保育園	〒501-0236 本田 1060 番地 1 TEL058-329-3290	19	6	2	—	—	10か月～2歳			

※1 定員は平成30年度の数値です。募集人数は、平成30年7月現在の予定人数です。

在園児の状況や申込み状況により、実際の入所人数と異なる場合があります。

※2 4歳児、5歳児の申込みは、受入可能人数以内で随時受け付けを行います。

※3 別府保育所は、本渠縦貫道を挟んで東西に建物が分かれています。東側では2階で子育て支援センター事業、1階で0歳児～1歳児の一部のお子さんの保育を実施し、西側では一時預かり事業と1歳児の一部～5歳児のお子さんの保育を実施します。

1歳児のお子さんにつきましては、生年月日により利用する建物が異なります。

○瑞穂市保育施設一覧図

平成31年4月（予定）

※QRコードから施設紹介のホームページへつながります。

① 本田第1保育所 本田 1915 058-326-3552 	② 本田第2保育所 只越 387 058-327-2007 	③ 別府保育所 別府 144-1 058-326-4747 	④ 牛牧第1保育所 牛牧 1246-1 058-326-3069 
⑤ 牛牧第2保育所 祖父江 170 058-327-1862 	⑥ 西保育・教育センター 居倉 177-1 058-328-2738 	⑦ 中保育・教育センター 美江寺 223 058-328-2301 	⑧ 南保育・教育センター 古橋 1129-1 058-328-2602 



⑨ 清流みずほ保育園 森 555 058-328-7375 	⑩ 清流みずほ認定こども園 森 557 058-328-7228 	⑪ ほづみの森こども園 穂積 966-1 058-391-3852 
⑫ まめっこ保育園 本田 1175 058-201-7855 	⑬ ニチイキッズ瑞穂保育園 本田 1060-1 058-329-3290 	

瑞穂市立保育所周辺地図



お問い合わせ先

瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課

〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田300番地2（楽南庁舎）

[Yahoo!地図につながります](#)

TEL：058-327-2147（直通） FAX：058-327-2105



○その他の子育て・保育サービス

※QRコードから瑞穂市のホームページへつながります。

○認可外保育所

乳幼児を保育する施設で、都道府県等の認可を受けていない施設を「認可外保育施設」と言います。保育の実施状況について、定期的に県の監査を受けています。

利用料金、空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号
キッズルームさくらんぼ	生津内宮町 1-53	058-326-1106
ままん保育園(清流みずほ認定こども園内)	森 557	058-328-7228
マーティーズインターナショナルキンダー	別府 2121-1	058-327-9066

○企業主導型保育事業

国の補助を受けて企業が実施する保育事業です。地域のお子さんの受け入れが可能な施設もあります。

利用料金、空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号	設置者
いな穂すくすく保育園	野田新田 3991	058-326-7007	(株)エムズブラザーズ
いーすとはむきっず	別府 277-2	058-327-0324	EAST HAM
すみれの里	生津外宮東町 1-8	058-264-3301	(株)お茶の玉露園

○一時預かり

保護者のかたの仕事、通院、リフレッシュ等のため、保育所で一時的にお預かりする制度です。詳しくは、保育所、幼児支援課にて「一時預かりのしおり」をご覧ください。

ご利用には事前登録が必要です。申込方法等については、施設に直接お問い合わせください。



施設名	住所	電話番号
別府保育所	別府 144-1	058-326-4747
牛牧第2保育所	祖父江 170	058-327-1862
中保育・教育センター	美江寺 223	058-328-2301
清流みずほ保育園	森 555	058-328-7375

○ファミリー・サポート・センター

保育所への急なお迎えや始業前・終業後のお預かりなど、子育て家庭の“困った”を提供会員がサポートする有償の相互援助活動です。ご利用には事前登録が必要です。



瑞穂市・本巣市ファミリー・サポート・センター

事務局 NPO 法人キッズスクエア瑞穂 馬場春雨町 1-49 058-326-2236

○地域子育て支援センター

未就園の乳幼児のいるかたが親子で利用できる施設です。親子の交流や育児相談、子育てに関するセミナーや情報提供などを行っています。



施設名	住所	電話番号
別府保育所 地域子育て支援センター	別府 140	058-326-2525
牛牧第2保育所 地域子育て支援センター	祖父江 170	058-326-1515
清流みずほ保育園 地域子育て支援センター モアマーム	森 555	058-328-7375
清流みずほ認定こども園 地域子育て支援センター	森 557	058-322-2051

提出書類チェック表

○窓口持参

全部揃いましたか？提出前に確認しましょう！



書類等		チェック
印鑑（スタンプ印不可）		☐
マイナンバー確認書類	マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民票（個人番号記載）	☐
身分証明書	来庁するかたの運転免許証等	☐

○全員提出

提出書類名	チェック
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書	☐
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定に係る個人番号提供書	☐
状況証明書	下表参照

○状況証明書・添付書類

※祖父母は、同居かつ60歳未満の場合のみ必要です。

※提出後に状況が変わった場合は、速やかに変更後の状況について再提出してください。

提出書類名			父	母	祖父	祖母
状況証明書			☐	☐	☐	☐
添付書類	就労	状況証明書の「就労状況等証明欄」に就労先の証明印 ※【祖父母のみ】健康保険証・源泉徴収票の写し等の勤務先が証明できる書類を添付する場合、証明印は省略可能です。	☐	☐	☐	☐
	自営業・農業の中心者	確定申告書の写しや個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写し	☐	☐	☐	☐
	妊娠・出産	母子健康手帳（表紙・出産予定日が分かるページ）の写し	—	☐	—	—
	疾病・障がい	障がい者等の場合は障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し、前記以外の場合は診断書	☐	☐	☐	☐
	介護・看護		☐	☐	☐	☐
	災害復旧	罹災証明書等の写し	☐	☐	☐	☐
	求職活動	ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し	☐	☐	☐	☐
	就学	学生証・在学証明書・授業のカリキュラム等の写し	☐	☐	—	—
	虐待・DV	保護命令等	☐	☐	☐	☐
添付書類	育児休業中	状況証明書の「育児休業等の取得状況」に記載のうえ、就労先の証明印 ※利用開始月の翌月1日までに復職するかたが申込対象です。復職後、復帰証明書をご提出いただきます。	☐	☐	—	—

○状況により提出が必要な書類 ★…マイナンバーの提供があれば提出不要です

区 分	提出書類名	チェック
延長保育（長時間保育）を希望する場合	延長保育申込書	☐
清流みずほ認定こども園の入園説明会に参加したかた	入園説明会参加証明書	☐
平成30年1月1日現在、瑞穂市外に住所を有していた場合	平成30年度（平成29年分）市町村民税所得課税証明書	☐
平成30年1月1日現在海外に居住しており、市町村民税が課税されていない場合	勤務先等による収入証明書、収入申告書等	☐
瑞穂市外の保育施設の利用を希望する場合	広域利用理由書	☐
支給認定証の交付を希望する場合	支給認定証交付・再交付申請書	☐
要保護者世帯	生活保護受給証明書★等の写し	☐
ひとり親世帯	児童扶養手当証書★、遺族年金証書、離婚・死別が記載された戸籍謄本等の写し	☐
在宅の障がい者と同居する世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書★、障害基礎年金証書等の写し	☐
利用を希望する児童が療育施設等に通所しているなど支援が必要な場合	特別児童扶養手当証書★、障害福祉サービス受給者証★の写し、診断書等	☐
生計の中心者が失業した場合	雇用保険受給者証等、自己都合以外の失業であることが分かる書類	☐